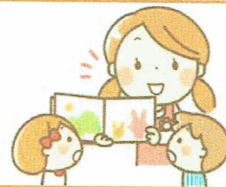


令和元年 10月から、3歳から5歳までの 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

無料となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援



無料となる期間

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間

無料となる対象者・無料期間の具体例

○無料となる対象者

時期	対象者
令和元年度	平成25年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童
令和2年度	平成26年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童

○令和元年10月に4歳になる場合の無料期間

R1.10

R4.3



無料期間 入学

○令和元年10月に3歳になる場合の無料期間

R2.4

R5.3



無料期間 入学

Q & A

Q 無料とするためには、区役所で手続きが必要ですか？

A 新たな手続きは必要ありません。

Q おやつ代や教材費なども無料になりますか？

A おやつ代など、これまで実費負担していた費用は、無料になりません。

Q 現在も利用者負担がありませんが、その場合はどうなりますか？

A 既に利用者負担がない場合は、特に変更はありません。

Q 無料で利用するための新しい受給者証は、送られてきますか？

A 新しい受給者証は送付いたしませんので、お持ちの物をそのままお使いください。

Q 収入が高い、働いていないなど、無料にならない条件はありますか？

A 収入の制限などはありませんので、必ず無料になります。

Q 令和元年9月以前に利用した分は、無料になりますか？

A 令和元年10月以降に利用した分のみが、無料になります。